平成２３年（フ）第７２号
福岡県久留米市田主丸町牧1379番地１
債務者　太田　隆幸
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡県久留米市城島町内野295番地１　エモアメゾン205号
債務者　大石　りえ（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６号
福岡県京都郡苅田町大字稲光1662番地７
債務者　天手　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
宮崎県都城市大王町23街区２号
債務者　渡邉　吉規
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６９号
宮崎県都城市都北町917番地　都北団地101棟26号
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目13番地１尾込ビル501号
債務者　山野　慶子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４号
青森県八戸市岬台３丁目12番９号
債務者　東野　信夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
青森県八戸市多賀台２丁目14番地33　クレアローザＢ―101、前住所青森県むつ市柳町３丁目16番17号　工藤ハイツ　Ｅ
債務者　鈴木　仁美（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
宮城県栗原市金成大原木野川47番地、従前の住所宮城県黒川郡富谷町明石台４丁目４番地26　ラフィーネ明石台202
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
宮城県栗原市築館字照越永平16番地８、従前の住所東京都大田区中央７丁目17番19号　ファミーユ．パレ401
債務者　佐藤　智美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
秋田県能代市景林町15番２号　松原ハイツ22号
債務者　田中　正生
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４４号
石川県能美市上開発町イ42番地
債務者　北山　陽士
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２２号
東京都八王子市館町505番地　コーポＫＯＧＥＮ201号
債務者　波多野　保
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
東京都八王子市館町505番地　コーポＫＯＧＥＮ201号
債務者　波多野榮子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
長野県安曇野市豊科5176番地２　メゾントウェルブ103
債務者　荒井はる子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９８号
長野県飯田市大門町122番地５
債務者　伊原　信義
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７７号
愛知県岩倉市八剱町池田44番地１フォーブルコジマ105号
債務者　小島　博志
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部